

会 議 録

- 1 附属機関等の会議の名称
令和6年度 丹波篠山市公契約審議会
- 2 会議の開催日時
令和7年3月7日（金曜日）13時30分～
*傍聴の受付時間（13時20分から13時30分まで）
- 3 開催場所
丹波篠山市役所 本庁舎3階 301会議室
- 4 会議に出席した者の氏名
(1) 委員 川嶋将太委員、酒井扶美委員、源信司委員、大西義美委員、
上田幸孝委員、小山辰彦委員、酒井正美委員

欠席者 大槻智美委員、西家幸男委員
(2) 執行機関 西羅行政経営部長、西田管財契約課長、村岡契約係長、足立契約係主査
- 5 傍聴人の数 0人
- 6 議題及び会議の公開・非公開
事務局からの資料説明。会議は公開する。
- 7 会議資料の名称
丹波篠山市公契約審議会
- 8 審議の概要
・議事
(1) 対象案件の説明
(2) 報告書等の提出状況及び内容

・議事

(1) 対象案件の説明

(2) 報告書等の提出状況及び内容

A 委員 市立西紀中学校外壁等改修工事の落札業者の荻野建設株式会社の下請けについてだが、昨年味間小学校の外壁改修工事の下請け業者にも同じ名前が見られる。昨年は最低賃金が明記されていたが、今年は個人事業主と記載されている。個人事業主であっても従業員を雇っている場合がある。一人親方なのかどうかは分かるだろうか。昨年の賃金を見てみると 1,450 円で、8 時間働くと約 12,000 円となる。個人事業主が 12,000 円という金額は非常に低い水準である。最低賃金以上なので問題は無いが、一人親方の一日当たりの賃金は 18,000 円以上が一般的である。

事務局 令和 5 年度は個人事業主も数字を記入していたが、個人事業主の場合は様式上は本来そこまで記入する必要はなく、今年度はその点を改めている。個人事業主と記載されている事業者の中で A 事業者は従業員がいないとされている。

A 委員 承知した。

会長 参考資料の 4 番、制限付一般競争入札参加申込書に「違反した場合は、いかなる措置を受けても異議ありません」と書かれているが、これはどういう趣旨だろうか。

事務局 1) については、入札にあたり、ここに書かれているような事があれば、指名停止などの処分を受けても異議がないという誓約書の意味合いで記載している。

2) の公契約条例に関することについては条文の通り「努める」という表現にとどめている。

会長 「努める」という表現であれば、義務ではない事になる。「いかなる措置」というのは、どのような事が想定されるのか。誓約する側としては、良くわからないのではないか。

事務局 前回の会議で、入札の際に誓約書を提出してもらってはという意見があったため、このように記載させていただいたのだが、実際には罰則はない。

会長 文言にはもう少し検討の余地があるのではないか。現状、特に問題が生じていないので、事業者側も何も言われないのかもしれないが、客観的に見ると、どうなのだろうかと思う。

C 委員 誓約書的なものを提出してもらうことは私が提案したと思う。これまで市外業者が落札された際に下請け業者に市内業者を使っていない状況が見受けられた。このため、公契約条例に対する業者の理解が不足しているのではないかとされる。あくまでこの事実を知ってほしいという意味で提案した。

B 委員 公契約条例第 8 条に基づく記載を行うことで、より意識してもらえるのではないか。

事務局 文言については一度検討する。

D 委員 指定管理業務については、細かい積算根拠に基づきこの数字が上がってきている

と思う。一方で、少子高齢化等で収入源が減っていくこともあり、内部で努力する義務も契約の中に記載しておかなければならないのではないかと。「最低賃金が上がったのに、契約額は一緒なのか」と言われた際には反論していかないといけない。もう少し踏み込んだ内容で契約をしておく必要があるのではないかと思う。金額が増え続けることは、市の財政状況にも影響を及ぼす可能性がある。

事務局 価格高騰で人件費も上がっており、指定管理における人件費の上昇に関する契約変更を締結している。建設工事の契約についても、スライド条項という記載があり、賃金や物価の変動が一定の割合を超えた場合には、請負代金額を変更できる規定を設けている。

A 委員 去年の6月に改正担い手三法が成立し、建設工事において価格転嫁交渉に応じることが義務化された。物価高騰については、受注者と契約時点で決めておくことが求められている。改正担い手三法の中でも、労働者の処遇改善という点が強調されている。昨年12月には標準労務費が設定され、それに基づいて価格設定を行わなければならないとされている。賃金の確保は非常に大きな問題になっている。今後の公共工事において、それをどのように取り入れていく重要である。

そして労働者の処遇改善の観点から CCUS という技能者登録システムが存在する。丹波篠山市の工事で採用されている現場はおそらくまだないだろうと考えている。技能者がどの現場で、どの職種で、どの立場で働いたのか、能力評価を就業履歴として1つのカードに記録し、蓄積していくシステムである。このシステムにより今後月給や日給にも変化が生じる。若い技能者の処遇改善のために、例えば1億円以上の大規模工事に今後 CCUS の登録システムを導入いただけると嬉しい。

事務局 改正担い手三法の中でも CCUS に関する事を触れていたと思う。この CCUS はまず国が進められており、地方自治体にとってはまだ義務ではなく、努めなさいという表現になっている。今後確認し検討していきたい。

C 委員 業務委託の1,000万円以上が対象案件となっているのは、人件費も上がってきているため、金額を上げて良いのではないかと。工事の請負金額5,000万円以上というのは市外業者が落札されている例もあるのでこのままでまだ良いと思っている。

事務局 確かに物価高騰という側面もあるため、他市町の状況を確認したうえで、今後の方針を提示させていただきたい。

B 委員 工事については設計額があり、それに基づいて予定価格を決定し入札されていると思うが、業務委託についてはどのような金額設定になっているのか。

事務局 業務委託についても各担当課の方で設計書を作成する。その起工伺いを契約係や財政課が確認し、金額によっては副市長や市長が確認する。その設計書を基に予定価格を決定する形である。

B 委員 その設計書は、例えば児童数や、配置する指導員数などを含めて積算されているのか。案件によって最低賃金もばらつきがあるが、適正な予定価格になっているのだろうか。人数によって積算されていれば、最低賃金も揃ってくるのではないのだ

ろうか。

事務局 最低賃金については、雇用されている方々の中での一番低い金額ということなので、例えば経験の浅い若い方が入られるとその単価が使われる。経験のある方がそのまま雇用されれば単価も高くなる。当市が提出を求めているのは、全ての方が対象ではなく、雇用されている方の一番低い単価を書いてもらっている。それをもとに最低賃金をクリアしているかをチェックしている状況である。

B 委員 工事については歩掛等を入れると積算できるのは分かるのだが、委託業務については金額の根拠が分かりにくいように思う。

C 委員 実際アルバイトやパートで来られた方の単価が低くなっているのかとは思う。見積りの際は一般的な単価で積算されているのではないか。また、給料制なのかもしれない。

事務局 対象業務については、会計年度任用職員やアルバイトの方が多業種だと思う。ここに出ている最低賃金はその中で一番低い数字となっている。実際は設計書通りの金額とはならず、どうしても差が出てしまうことになる。

B 委員 設計書、予定価格というのは、どういった業務の方が何人いて、その単価を掛け合わせたものが反映されてくると考えられる。それを見てこの数字ならば委託させてもらうと判断になると思う。今の状況だと中身が分かりにくく、いかなものかと考えてしまう。

事務局 参考見積を事業者側から受け取り、当市として妥当な金額かどうか判断したうえで、設計書を作成している。委託業務については、人件費だけではなく電気代やガス代も設計金額の中に入っている。その設計金額を基に当初契約を結ぶが、人件費や電気代等が変動すれば変更契約を行う流れになっている。

B 委員 参考見積は、この契約している事業者からもらっているのではないか。

事務局 その場合もあるが、2者以上から参考見積をもらっている場合もある。

事務局 先ほどD委員が述べた指定管理の件だが、物価や人件費の値上がりもある中で、受注者側の企業努力を求める必要があるのではないかという趣旨かと思われる。一方、受注者側からすると、企業努力だけではカバー仕切れない社会情勢も存在する。指定管理は数年の委託期間があり、最初に基本協定を結ぶが、単年ごとに年度協定を結び直している。企業努力は当然求められるが、企業努力ではどうしようもない場合も出てくると想定される。その場合は年度協定で協議をするという流れになっている。最初の基本協定だけで最後まで続けていくということではない。

D 委員 そのところはよく理解している。やはり今の時代、人件費が上がれば企業内での努力も必要であることを記載しておいた方が良いのではないかという事である。

事務局 年度途中で担当課がモニタリングを実施している。その中で双方で協議を行い、妥当なところを求めていくという制度になっている。

会長 制限付一般競争入札参加申込書の件、業務委託の対象案件の金額1,000万円以上を変更する件については検討をしていただくという事をお願いしたい。以上で公契

約審議会を終了する。